

10月1日は浄化槽の日

昭和60年10月1日に「浄化槽法」が施行され、
これを記念して10月1日は「浄化槽の日」となりました。

浄化槽の日をきっかけに、家庭の生活排水や
河川の環境保全について考えてみましょう。

合併処理浄化槽で水環境を守る

台所や風呂、洗濯などの排水を「生活雑排水」といい、トイレから排出されるし尿と合わせて「生活排水」といいます。市内の建物の多くは、生活排水を処理するためには合併処理浄化槽の設置が必要です。合併処理浄化槽が設置されていない場合、生活雑排水は全く処理されずに近くの川などに流れ出ています。これが川や海を汚す一番の原因だといわれています。



あなたの自宅はどうですか？

あなたの自宅は、合併処理浄化槽ですか。生活排水がすべて浄化槽に流れ込んでいれば合併処理浄化槽です。不明であれば、浄化槽の維持管理業者へ問い合わせてください。トイレが水洗だとしても、し尿だけを処理する「単独処理浄化槽」や「くみ取り式の簡易水洗」の場合、台所や風呂、洗濯などの排水（生活雑排水）は処理されずに川などに流れ出ています。



単独処理浄化槽の問題

単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽に比べると処理能力自体が劣っています。単独処理浄化槽からの排水と未処理の生活雑排水を合わせると、合併処理浄化槽の約8倍の負荷を環境に与えているといわれています。このことから、法改正により単独処理浄化槽に対する規制が強化。設置状況などが理由で生活環境や公衆衛生に重大な支障を及ぼす恐れがある場合は、行政指導などの厳しい措置が行われるようになりました。



未来の子どもたちのために

私たちは、環境を破壊してきた過去の反省を踏まえ、環境保全に取り組まなければなりません。アメリカ先住民の言葉に「地球は祖先から譲り受けたものではない。未来の子どもたちから借りているものだ」というものがあるように、私たちは等しく未来の子どもたちへの責任を負っています。家庭に合併処理浄化槽を設置することによって、日々の生活をととして水環境を守り、未来への責任を果たしていくことができるのです。

